一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形広域環境事務組合契約規則で準用する山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 1 日

山形広域環境事務組合
管理者　山形市長　佐 藤 孝 弘

記

1　競争入札に付する事項

（1）件名

令和11年度分エネルギー回収施設余剰電力（非 FIT 分）の容量価値売却

（2）概要

令和11年度にエネルギー回収施設（立谷川）及び（川口）で発生した余剰電力のうち、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）相当分を除いた容量価値を売却する。なお、当該価値は容量市場における小規模（期待容量 1,000kW 未満）発動指令電源の構成電源とする。

（3）履行場所

エネルギー回収施設（立谷川）　山形県山形市大字漆山字中川原 3372 番地
エネルギー回収施設（川口）　山形県上山市川口字五反田 854 番 1

（4）契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

（5）売却期間

令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

2　入札執行の日時及び場所

（1）日 時（開札）

令和8年 6 月 24 日（水）　午後 2 時 から

（2）場 所（開札）

エネルギー回収施設（立谷川）2 階 会議室

（3）特記事項

本業務の入札については、山形広域環境事務組合郵便入札実施要領に規定する「郵便入札」を適用する。

3　入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）　電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条の30に規定する特定卸供給事業者であること。

（2）電力広域的運営推進機関の容量市場メインオークション（対象需給年度 2029 年度）において、落札容量を有する者であること。

（3）消費税及び地方消費税並びに山形市、上山市、山辺町、中山町（以下「構成市町」という。）税の未納がない者であること。

（4）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

（5）本件公告日から入札の執行日までの間に、構成市町いずれかの指名停止要綱又は規程に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。

（7）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（次の基準のいずれにも該当しないこと。）

ア　資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある場合。（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。）

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ　人的関係

（ア）一方の会社の取締役が、他方の取締役を現に兼ねている場合。

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

ウ　その他入札の適正さが阻害される場合。

ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合。

（8）他地方公共団体等が管理する一般廃棄物ごみ発電における容量価値のアグリゲート実績を 1 件以上有すること。

4　入札参加資格確認申請書等の受付期間、受付時間及び受付場所

（1）受付期間

令和8年 6 月 1 日（月）から令和8年 6 月 16 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（2）受付時間

午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで（但し、最終日は正午まで）

（3）受付場所

山形市旅篭町二丁目3番25号

山形広域環境事務組合　施設課（山形市役所10階）電話023－641－1844

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の用紙は、組合のホームページに掲載するほか、上記受付場所において配布する。

5　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

山形広域環境事務組合が準用する山形市契約規則第５条の規定のとおり、免除する。

（2）契約保証金

山形広域環境事務組合が準用する山形市契約規則第7条及び第8条の規定のとおり、免除する。

6　契約条項等を示す場所

山形広域環境事務組合が準用する山形市契約規則については、山形市ホームページにおいて閲覧することができる。

7　その他

（1）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（2）詳細については、別紙「入札説明書」による。

8　問合せ先

上記受付場所とする。